

金融商品取引業（第一種金融商品取引業）（新規・変更）登録申請会社の概要について

会社名
英字商号
所在地（外国法人の場合は国内支店） ※ビル名・号室等も記載すること。また、レンタルオフィス等である場合には、その旨記載すること。 〒 —
所在地（英字表記）
連絡先（担当者名）
T E L
F A X
E - M a i l

【法令等の略記】
 法：金融商品取引法
 令：金融商品取引法施行令
 金商業等府令：金融商品取引業等に関する内閣府令

1. 会社の概要等

(1) 会社設立日（支店・営業所・コールセンター等の設置日）

年 月 日 （ : 年 月 日）

※変更登録の場合は登録番号及び登録日を記載する。

(2) 業務開始予定日

年 月（予定）

※登録後、実際に業務開始を予定している日を記載すること。

(3) 資本金（及び持込資本金）

億円（ 億円）

※申請中又は登録後に増資を行う場合は、増資後の金額及び日付を記載すること。

(4) 主要株主①（法第29条の4第2項に規定する主要株主）

（株主名）	（保有議決権数 ／保有比率）	（自己保 有分）	（特別の 関係者保 有分）	（当社との関係・業種・職業等） ※独禁法上の持株会社である場合はその 旨記載すること。
①				
②				
③				
④				
⑤				

※個人の場合は履歴書（署名、押印は不要）及び住民票の抄本（本籍地の記載されたもので、マイナンバーが不記載又は復元できない程度に黒塗されているもの。以下同じ。）又はこれに代わる書面を、法人等の場合は沿革等を記載した書面及び代表役員の履歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面を添付すること（変更登録は除く）。主要株主に該当するか判断する際には、同条第4項により保

有しているとみなされる対象議決権についても留意すること。必要に応じ、上記関係の分かる資本関係図を添付すること。主要株主に組合が含まれる場合には、その組合における各出資者についても特別の関係を踏まえた保有状況を確認し、該当者がいない場合にはその旨記載すること。外国に所在する場合はその国名も記載すること。

(5) 主要株主② (議決権保有上位 10 者) (総議決権数)

(株主名)	(当社との関係)	(持株比率)	(業種・職業等)
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			
⑨			
⑩			

※当社及び主要株主のグループ資本関係相関図を添付する。外国に所在する場合はその国名も記載すること。

※「当社との関係」には、「当社株主」以外の関係（例えば、取引先、役員・役員親族など）を記載すること。

(6) 役員 (非常勤の役員は役職名左に※を付ける。)

(役職名)	(氏 名)	(主な経歴・前職・兼職等)
		別添履歴書のとおり
		別添履歴書のとおり
		別添履歴書のとおり
		別添履歴書のとおり
		別添履歴書のとおり

※個人の場合は履歴書（署名、押印は不要）を、法人等の場合は沿革等を記載した書面を添付すること。なお、役員には会計参与を含む。

兼職先が法第 31 条の 4 第 3 項及び第 4 項に規定する親法人等又は子法人等に該当する場合には、その旨記載すること。

(7) 政令で定める使用人 (令第 15 条の 4 第 1 号及び第 2 号の別を記載すること)

(役職名)	(氏 名)	(主な経歴・前職・兼職等)
		別添履歴書のとおり

※履歴書（署名、押印は不要）を添付すること。

(8) 加入する基金 (基金加入の進捗状況を記載)

(9) 加入する取引所 (予定含む)

(10) 加入する協会 (協会加入の進捗状況についても記載すること。)

(11) 手続実施基本契約を締結する指定紛争解決機関

(12) 主要取引銀行

銀行 支店

(13) 決算月

2. 経営計画、業務計画等

(1) 金融商品取引業への参入目的

※今までに行ってきた業務等を踏まえて、参入に至った経緯及びその目的を具体的に記載すること。

(2) 経営計画・業務計画等

※別紙様式にて作成した、登録後3年程度の実現可能性を鑑みた具体的な収支見込（申請業種が複数ある場合は、業種別の収支が分かるように記載）とその算定根拠及び自己資本規制比率の推移を添付すること（収支見込、算定根拠及び自己資本規制比率の推移は記載要領に基づき作成すること）。

なお、資本金額、純財産額又は自己資本規制比率が法定金額又は比率を大幅に上回らない場合には実現可能性を鑑みた増資計画等の維持策を添付すること。

3. 業務内容、業務の方法等

(1) 業務内容

①金融商品取引業務（法第2条第8項各号のうち該当する業務を塗りつぶす）

※業務ごとに取り扱う有価証券及びデリバティブ取引の種類及び金融商品取引行為の種類を記載すること。（スキーム図も添付）

※変更登録の場合は現在行っている業務にチェックを入れること。

※登録を受けた直後に業務を開始するものにチェックを入れること。

1号業務

2号業務

3号業務

4号業務

5号業務

6号業務

7号業務

8号業務

9号業務

10号業務

11号業務

12号業務

13号業務

14号業務

15号業務

- 16号業務
- 17号業務
- 18号業務

②兼業・承認業務

※免許、許可又は登録を受けているときはその番号等を業種毎に記載すること。兼業を複数行っているときは、事業毎に概略の業務比率を記載すること。兼業・承認別に記載すること。

※第一種少額電子募集取扱業務のみを行う場合、兼業の届出・承認（法第35条）は不要であるが、兼業業務（登録申請書第10面に記載する事業）を記載し、事業毎に概略の業務比率を記載すること。

（2）業務の方法

①業務の形態、顧客層、開拓方法等、口座開設、商品の勧誘、取引の受託・取次ぎ方法等

※上記（1）①に記載された業務の種類ごとに記載すること。

※電子募集取扱業務の場合は、業務の手順に沿って遷移するホームページ画面等を印刷したもの若しくはフロー図又は業務に使用するアプリケーション開発にかかる設計書・仕様書その他の説明資料を添付すること。

（例）

〇〇〇〇業務（金融商品取引法第2条第8項〇号）

（業務の形態）※対面・インターネット等

（顧客層）

（開拓方法）※どの部署がどのように行うのか具体的に記載する。

（口座開設、商品の勧誘、取引の受託・取次ぎ方法、取扱商品の具体的な内容等） ※手続きフローを別紙にて添付する

②取次ぎ母店

※電子募集取扱業務のみを行う場合は除く

（3）登録業務の種別

①業務の種別（法第28条第1項から第6項のうち、新たに行う業務を塗りつぶすこと。）【7面】

※変更登録の場合は現在行っている業務にもチェックを入れること。

- 1号業務
- 1号の2業務
- 2号業務
- 3号イ業務
- 3号ロ業務
- 3号ハ業務
- 4号業務

- 有価証券等管理業務
- 第2種金融商品取引業 ※取扱い有価証券等の種類を記載すること。
- 投資助言・代理業
- 投資運用業

②電子募集取扱業務【2面】

- 電子募集取扱業務
- 第一種少額電子募集取扱業務
- 第二種少額電子募集取扱業務 ※取扱い有価証券等の種類を記載すること。
- 電子申込型電子募集取扱業務

③該当業務【11面】

- 有価証券関連業
- 電子取引基盤運營業務
- 商品関連業務
- 商品投資関連業務
- 令第37条第1項第2号ロに掲げる物品又は農林水産関係商品等のみに係るもの
- 令第37条第1項第2号ハからホまでに掲げる物品又は経済産業関係商品等のみに係るもの
- 競走用馬投資関連業務
- 法第194条の6第2項各号に掲げる行為
- 不動産信託受益権等売買等業務
- 不動産関連特定投資運用業
- 特定引受行為
- 特定有価証券等管理行為

(4) デリバティブ取引業務

①カバー先について（予定しているカバー先を全て記載する）

②店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う場合は、その媒介等先と当社との関係

4. 内部管理体制

(1) 組織

①人員の配置、採用計画

役職員数 名（常勤 名、非常勤 名）

（文章で説明するとともに、営業開始時の政令で定める使用人、部署ごとの責任者名及び配置数を記載した組織図を添付）

②常勤役職員のうち当社の行おうとする金融商品取引業務3年以上経験者（店頭有価証券デリバティブ業務又は元引受業務を行う場合にはその経験者、該当者がいない場合にはその業務を適切に行うことができることの説明を欄外に記載すること。）

※3年以上の経験を有していても、直接的にはその実務を行わない部署に所属していた場合や現在その業務を行っていない場合等には、当社の行おうとする業務に関して十分な知識及び経験を有する者であることの説明を記載すること。

(業務の詳細(部署含む)を記載した履歴書を添付する(役員でない者も添付)。)

(役職名)	(氏名)	(金融商品取引業務等経験を該当期間が分かるように記載)
		別添履歴書のとおり
		別添履歴書のとおり
		別添履歴書のとおり
		別添履歴書のとおり
		別添履歴書のとおり

※該当者が多数の場合には、各部署の責任者等まで記載すること。

③内部管理統括責任者(役職名、氏名)

※履歴書を添付すること。

④内部管理統括補助責任者

※配置する場合のみ記載し、履歴書を添付すること。

⑤内部管理責任者(役職名、氏名)

※履歴書を添付すること。

⑥営業責任者(役職名、氏名)

※履歴書を添付すること。

(2) 電算システム、事務管理、担当者の所属部署及び氏名等(後ろに())で責任者の役職名と氏名を記載すること。)また、配席図を添付すること。

①帳簿書類・報告書等の作成、管理

担当:

担当者数:

②ディスクロージャー

担当:

担当者数:

③顧客資産の分別保管

※信託以外の方法により管理している場合にはなるべく詳しく管理方法について記載すること。商品関連業務を行う者で、日本商品委託者保護基金の特定会員となる者は、以下の事項に加えて、信託の方法(信託保全、基金分離信託、銀行等保証、基金代位弁済)も記載すること。

※通貨関連デリバティブ取引・店頭証券CFD取引を行う場合は、信託契約(案でも可)を添付すること。

(信託会社等):

(算定)担当:

担当者数:

(運営) 担当：
担当者数：
(検証) 担当：
担当者数：

④リスク管理（担当者の知識・経験等を踏まえ、自己資本規制比率の算定・検証等を適切に行うことが出来る体制となっていることを記載すること。）

※第一種少額電子募集取扱業務のみを行う場合は除く

(算定) 担当：
担当者数：
(検証) 担当：
担当者数：

⑤電算システム管理（自営か委託を選択）

※システム障害等発生した場合の対応について、具体的に記載する。

(自営・委託) 委託先：
担当：
担当者数：

⑥売買管理・取引審査（管理・審査方法を詳しく記載すること。）

担当：
担当者数：

⑦顧客管理（顧客情報の管理方法や適合性の原則の遵守、不招請勧誘（店頭デリバティブ取引に限る）、電話や対面による直接勧誘（電子募集取扱業務に限る）等、法令違反を防ぐための顧客管理方法について詳細に記載すること。）

担当：
担当者数：

⑧広告審査（ホームページを含む）

担当：
担当者数：

⑨一般顧客からの照会窓口

担当：
担当者数：

⑩苦情・トラブル処理（苦情・紛争等処理方法を詳細に記載すること。）

担当：
担当者数：

⑪ 役職員の研修等（法令遵守等に関する研修等の計画を記載すること。）

担当：

担当者数：

⑫ 内部監査（内部監査計画について具体的に記載すること。）

担当：

担当者数：

⑬ 外部監査の有無（監査結果に対する当社の対応フローについて具体的に記載すること。）

有・無 委託先：（会計監査） （システム監査） （その他）

⑭ オフサイトモニタリング

担当：

担当者数：

⑮ 社内規則の管理（協会に加入しない場合には、協会規則の改正等の適時の把握や社内規則の見直しにかかる態勢を含めて記載すること。）

5. 弊害防止措置等

2 以上の種別の業務を行う場合、その他業務を行う場合又は親法人等又は子法人等が関与する行為に係る禁止行為等についての弊害防止措置等を具体的に記載すること。

※親・子法人等と兼職している役職員がいる場合、非公開情報の受領・提供の禁止規定に抵触しない方策をとっていることの説明を記載すること。

6. 社内規則等の整備状況等（法第 35 条の 3、金商業等府令第 70 条の 2 第 1 項及び第 2 項）

（1）金商業等府令第 70 条の 2 第 1 項関係

金融商品取引業等を適確に遂行するための社内規則等（社内規則その他これに準ずるもの）の名称一覧を添付したうえで、当該規則等を遵守するための従業員に対する研修その他の措置を記載すること。

（2）金商業等府令第 70 条の 2 第 2 項関係

同項各号に定める以下の措置について、各号ごとに具体的に記載すること。

なお、第 3 号については、次の各項目について、（着眼点）を参考に、社内規則で定める具体的審査態勢、審査方法等を記載すること。

※ 必ずしも着眼点のすべてを充足しなければ適切と判断されないというものではない。また、着眼点のすべてを充足すれば必ず適切と判断されるというものでもなく、取り扱う発行者の財務状況や事業内容などに応じた実効性のある審査態勢を構築し、適切な審査方法を定める必要がある。

①審査態勢

(着眼点)

- ・審査を行う担当部署、担当責任者が定められているか。
- ・担当部署が行った審査結果について、検証できる態勢が整備されているか。
- ・審査の結果、最終的に当該発行者を取扱いの対象とするか否かを決定する過程、決定基準、決定権者が定められているか。
- ・審査の事跡（当該審査の内容、当該審査の結果の判断に至った理由、当該審査において把握した問題点等）について記録を作成し、保存する態勢が整っているか。
- ・審査記録等の保存期間の定めがあるか。

②審査方法

i. 発行者及びその行う事業の実在性

(着眼点)

- ・実在性を確認するための具体的方法（会社情報や登記簿等、実在性を確認するために収集・調査する資料の種類、発行者本店等の現地確認やウェブサイトの調査実施等）が定められているか。

ii. 発行者の財務状況、事業計画の妥当性

(着眼点)

- ・財務状況、事業計画を確認するために収集（発行者に作成させる場合を含む）・調査する資料の種類、経営者にヒアリングする事項等が定められているか。
- ・収集した資料やヒアリングした事項を基に財務状況、事業計画の内容を審査する具体的項目、方法が適切に定められているか。
- ・事業計画について、その適法性、社会性、策定根拠の妥当性（事業を巡る経営環境や過去における同種事業の収益性等を考慮した計画となっているか等）を審査する定めとなっているか。

iii. 発行者の法令遵守状況を含めた社会性、反社会的勢力への該当性、反社会的勢力との関係の有無及び反社会的勢力との関係排除への仕組みとその運用状況

(着眼点)

- ・発行者の法令遵守状況を含めた社会性や反社会的勢力該当の有無の確認方法（確認にあたって収集すべき資料（株主名簿等）の種類、ウェブサイトでの検索等具体的な確認の方法）が定められているか。
- ・発行者の法令遵守態勢として確認すべき事項（コーポレート・ガバナンスの状況、内部管理態勢、経営者の法令遵守意識等）が定められているか。
- ・発行者の反社会的勢力排除のための取組方針の確認方法が定められているか。
- ・資金調達の対象とする事業に関係する者に反社会的勢力との関係がある者が含まれていないかを確認する定めとなっているか。
- ・反社会的勢力には該当しない場合でもウェブサイト等で不芳情報が確認された場合の対応が定められているか。

iv. 発行者との利害関係の状況

(着眼点)

- ・発行者との利害関係（出資関係、役員派遣、取引等の関係の状況）の有無について検証することが定められているか。
- ・取り扱う企業との利害関係の状況により投資者に不利益が及ぶ可能性がある場合、それを防止するための措置を講じることが定められているか。

v. 当該有価証券に投資するに当たってのリスク

(着眼点)

- ・当該有価証券への投資についてのリスクを特定し、分析、評価する定めとなっているか。

vi. 調達する資金の使途、目標募集額が発行者の事業計画に照らして適当なものであること

(着眼点)

- ・調達する資金の使途の確認方法が定められているか。
- ・調達する資金の使途、目標募集額について、事業計画との整合性等の観点から、その妥当性を評価する方法、基準が定められているか。
- ・過去に当該発行者が有価証券の発行により資金調達をしている場合、当該資金調達の妥当性（使途や事業計画との整合性等）を確認する定めとなっているか。

vii. その他必要と認められる事項

7. 特記事項（増資予定・役員及び所在地の変更等）

特記事項がある場合は、具体的に記載する。

なお、電子申込型電子募集取扱業務等を行う者は、以下について記載。

電子申込型電子募集取扱業務等として取り扱う株式等の概要

項 目	内 容
商 号	
所 在 地	
業 種	
事 業 計 画 (資 金 使 途)	
申 込 期 間 (予 定 募 集 期 間)	
予 定 募 集 者 数	
目 標 募 集 額 (予 定 募 集 額)	

発行履歴	
審査結果	

※会社毎に具体的に作成する。必要に応じ別紙により説明資料を添付する。

※法第37条の3に定める契約締結前に交付する書面を添付する。

※財務状況が確認できる書面（貸借対照表、損益計算書など2期分程度）を添付する。